

議員提出議案第 33 号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

令和 5 年 2 月 27 日

芦屋市議会議長 松 木 義 昭 様

提出者 芦屋市議会議会運営委員会
委員長 福 井 利 道

提案理由

今期の議員の任期満了日が令和 5 年 4 月 30 日と定められていることに伴い、常任委員及び議会運営委員の任期の末日を変更するとともに、当局の部の名称変更に伴い、常任委員会の所管事項に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

芦屋市議会委員会条例（平成16年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 民生文教常任委員会 7人 市民生活部，<u>こども福祉部</u>及び教育委員会に関する事項</p> <p>(3) 建設公営企業常任委員会 7人 <u>都市政策部</u>，市立芦屋病院及び上下水道部に関する事項</p> <p>3 （略）</p> <p>（常任委員及び議会運営委員の任期）</p> <p>第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は，選任の日から<u>翌年の4月30日</u>までとする。ただし，後任委員が選任されるまで在任する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 民生文教常任委員会 7人 市民生活部，<u>福祉部</u>，<u>こども・健康部</u>及び教育委員会に関する事項</p> <p>(3) 建設公営企業常任委員会 7人 <u>都市建設部</u>，市立芦屋病院及び上下水道部に関する事項</p> <p>3 （略）</p> <p>（常任委員及び議会運営委員の任期）</p> <p>第3条 常任委員及び議会運営委員は，<u>会期の始めに議会において選任し，任期は，選任の日から毎年5月31日</u>までとする。ただし，後任委員が選任されるまで在任する。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、令和5年5月1日から施行する。